

「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

1 日 時 平成25年2月13日(水)午後2時30分から午後4時30分
まで

2 場 所 静岡地方裁判所沼津支部裁判員候補者待機室(1階)

3 参加者等

司会者 河合健司(静岡地方裁判所長)

裁判官 宮本孝文(静岡地方裁判所沼津支部刑事部部総括判事)

検察官 高宮英輔(静岡地方検察庁沼津支部検事)

弁護士 小宮山克己(静岡県弁護士会沼津支部所属)

裁判員経験者1番 20代・男性・会社員

(裁判員経験者2番は、欠席)

裁判員経験者3番 30代・男性

裁判員経験者4番 50代・女性・主婦

(裁判員経験者5番は、欠席)

裁判員経験者6番 30代・男性・会社員

静岡司法記者クラブ記者 8人

4 議事要旨

司会者

それでは、これから裁判員経験者の皆様との意見交換会を始めます。

私は本日の司会を務めさせていただきます静岡地方裁判所長の河合と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者の皆様には大変お忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

平成21年から裁判員制度が始まったわけですが、これまでのところ、おおむね順調に運用されてきています。その最大の理由は、何といたしましても国

民の皆様のこの制度に対する理解と裁判員の方々の審理や評議における熱心な姿勢あるいは真摯な取組にあると思っております。

本日は、今後の裁判員裁判をよりよいものとするために、実際に裁判員裁判を経験なされた方々から審理や評議のあり方などについて率直な御意見をお伺いして、今後の裁判に生かしていければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

では、本日の参加者の皆様から一言ずつお願いいたします。

まず、裁判員経験者の皆さんから、自己紹介を兼ねて担当した事件の罪名と、それから自白、否認の別、裁判に関与した期間、これは選任手続を除く実質的な期間、これについて御紹介いただきたいと思います。4名参加されておりますので、1番の方から。番号で呼ばさせていただきます。よろしくお願い致します。

では、1番の方、お願いいたします。

1番

1番です。私が担当させていただいた事件は、危険運転致死傷罪と道路交通法違反だったんですけれども、期間としては5日間ということで。あとは、感想ですか。

司会者

否認事件だったんですね。

1番

はい、そうですね。

司会者

要するに、争っているという。

1番

はい、そうですね。

司会者

ありがとうございました。また感想は後ほど伺います。

それでは、3番の方、お願いいたします。

3番

事件は強盗致傷と強盗です。自白事件です。関与したのが3日間です。

司会者

強盗致傷，強盗で，自白で，3日ということでございますね。ありがとうございました。

それでは，続いて，4番の方，お願いします。

4番

私は強姦致傷と強姦で，自白事件で，4日間です。

司会者

では，続いて6番の方，お願いいたします。

6番

現住建造物等放火，そのほかに建造物侵入と窃盗などです。事件としては自白事件でした。5日間の審理期間でした。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは，続いて，参加されている法律家の皆さんから一言ずつお願いいたします。まず，小宮山弁護士，お願いいたします。

弁護士

弁護士の小宮山といたします。今日は裁判員の皆さんの貴重なお話を伺えるということで，大変有り難く思っております。

私，弁護士会内では刑事弁護センターという委員会の委員をしております，この委員会というのは，要は，被疑者・被告人の権利保障のために，刑事手続の改革・改善，刑事弁護態勢の人的・物的充実及び刑事弁護技術の向上を目指して，情報の提供，調査研究，様々な研修を行うほか，改革のための運

動を展開するということが日弁連のホームページに書いてありますけれども、今日こういった機会をぜひとも弁護士会内での研修にも活用して刑事弁護技術の向上に役立てられるかと思っています。今日はよろしく願いいたします。

司会者

それでは、高宮検察官、お願いいたします。

検察官

静岡地方検察庁沼津支部検事の高宮と申します。本日は、裁判員裁判に参加されて裁判員を御経験されてこられた皆様方の貴重なお話を伺わせていただいて、検察庁としましても、今後より一層、裁判員裁判の分かりやすさ、そして審理の充実といった点に力を入れていきたいと思っております。

私は過去に、大庁ですと東京地検、大阪地検、あるいは小規模ですと堺支部、尼崎支部といった勤務があるんですけども、裁判員裁判としては、やはりこの沼津支部においてはかなり件数も多くて、裁判員に御参加された方々にもかなりいろいろとお悩みいただいた貴重な御経験があると認識しておりますので、本日はぜひとも御意見を頂きたく、よろしく願いいたします。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは、宮本裁判官、沼津支部で裁判長をやっています宮本さん、お願いいたします。

裁判官

今、所長から御紹介がありましたように、昨年4月以降、裁判員裁判の裁判長を務めております宮本でございます。

今日おいでの皆さんの多くは今日初めてお会いするという方なんですけど、今後の裁判に生かしていきたいと思っておりますので、どうか率直な御意見を賜りた

と思います。よろしくお願いいたします。

司会者

それでは、意見交換会に入ります前に、裁判员経験者の皆さん方から、裁判员裁判を経験してみて全般的な感想をまずお聞かせいただければ有り難いと思います。例えば、経験する前と後との印象の違いとか、裁判员裁判を経験したことでどういうふうに自分の生活が変わったとか、そういった具体的な感想を述べていただければ有り難いかと。

1番さんからよろしいですか。

1番

1番です。私は裁判员をやったのは拒否していたという事件で、いろいろと難しい面はあったんですけども、一番変わったことと言われれば、たまたま事件が車の関係でしたので、今まで車を運転するときにそんなに意識して運転してなかったと言われればそれまでなんですけれども、ちょっと意識しながら運転するようになったということと、あと、会社員なんですけれども、会社の中でいろいろな方、入ってから会ったこともないような方々とか目上の方だとかからどうだったのというふうな形で聞かれることは多くなりました。そういう意味ではいいコミュニケーションのツールになったのかなと私自身は理解しておりますので、裁判员裁判としてやらせていただいた中で、一番そこのところが大きかったのかなと思います。

以上です。

司会者

どうもありがとうございました。

では、続いて3番の方、お願いします。

3番

3番です。今回事件を担当したんですが、この全部事件が難しいと。少年4人と大の大人が二人もかかって何かやったということで、最初から、初日が

らこの3日間、本当にちょっと、どういうふうな意見を言ったらいいかと悩み抜いたところでありました。後でも、本当にそれでよかったのかどうかという答えは今でも悩んではいます。

以上です。

司会者

ありがとうございました。もう少し述べていただいても結構です。時間をゆっくり使っていただいて、述べてください。

それでは、4番の方。

4番

4番です。裁判員を受けるときから悩んだんですけれども、でも、やはりちょっと周りの勧めもあって、勉強するつもりで参加しました。でも、その勉強が本当に、私も50代なんですけど、結構長く生きてる割にまだまだ迷うこともあるなど、いろいろ社会のこととか、いろんなことを思い直しました。それから、ニュースが、たまたまそのときに大きな事件が裁判員で何かあの当時あったんですけれども、それがニュースで流れるたびに、やはり自分もふっと振り向いてしまって、自分もそのときにちょうど裁判員としてしていたので、ニュースを、裁判員というワードが出るとすごく注目するようになりました。

あとは、私が関わった事件は、やはり強姦致傷だったので、女性の立場からしましても、ほかの裁判員の方も女性の方がいらして、お子さんをお持ちの方がいらしたんですが、その方もやはり防犯意識というものがすごく高まったと思います。その事件を通して、こうすればもうちょっと防げたんじゃないかとか、ほかの方は、おうちに帰ってお子さんに夜は帰ることとか、いろいろ注意されたそうです。

司会者

ありがとうございました。

では、6番の方。

6番

6番です。私の場合は3点ございます。

1点が、仕事を約1週間離れて業務をほかの人に持ってもらう形である負担に比べて、私個人としては裁判員の経験というのはやって損はなかった、成果の方が大きかったものだったというふうに感じております。前から負担が大きいという話は聞いたことがあるんですが、実際にやってみて、そのような、会社の人をはじめ周りの人の理解とかが意外と大きかったのかなというふうに感じました。

二つ目に関しては、補充裁判員を含め8名の方、いろいろな価値観があるんだなというのを審議の上でも感じましたし、名前の方は知りませんが、それぞれいろいろな人のいろいろな考えがあるんだなというのを改めてこの裁判員裁判を通して感じることができました。

三つ目は、裁判というものが、ありふれた言い方ですけど、身近に感じられた、よい意味で意外と凶悪事件が身近に感じられたということがありました。何か派手なことがあるわけでもなく、淡々と一つ一つを潰していくという地道なことをやっているんだなというのを裁判員裁判で経験して知ることができ、報道で聞いたり見たり、1点だけクローズアップされて知っていたつもりであった裁判というものが率直に身近になったなというのが私の感想です。以上です。

司会者

4番の方と6番の方、経験されて裁判が身近になったということなんですけれども、それは1番の方とか3番の方も同じでしょうか。

1番

そうですね。身近になったと言われれば、そんなに今まで意識してなかったというところも、正直、自分自身はありますし、逆に、どうやったら、これ

も先ほど6番の方おっしゃったように、淡々とやっていったというのが、限られた時間の中で意見を述べて淡々と5日間を過ごさせていただいたというのが正直な感想なんですけれども。自分自身がやった中では、どうしたらもっとよかったのかなとか、ほかの選択がなかったのかなというのを考えながら、どうしても自分事にして考えてしまったというのがあって、そうじゃなくてというのはよく裁判官の方はおっしゃってましたね。ちょっと考える時間が少ないのかなということは正直あったかもしれないです。

司会者

その辺はまた後ほど聞くことにしましょう。

3番の方も、経験してこういった刑事裁判というか事件に関心が深くなったということでしょうかね。

3番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございます。では、どうもありがとうございました。

それでは、具体的な問題について意見交換に入らせていただきます。最初のテーマですが、いわゆる審理について御意見や御感想をお聞かせ願いたいと思います。

まず、最初の問題ですが、審理に立ち会って、法廷で刑事の手續、流れがあるわけですが、その全体的な流れというものを理解できたかどうかということですね。といいますのは、これまでこの意見交換会、座談会を行っているわけですが、特に1日目などは裁判員の皆さんかなり緊張されていて、次々に進む手續なんかは、どんどん進むのについていけなかったというような意見もたまにあるんですが。その辺り、皆さん方はどうだったか、やはりこの辺の辺りからちょっとお聞きできればと思いますが。どなたからでも結構ですが。

6 番の方。

6 番

6 番です。私の担当させていただいた事件に関しては、一人の被告人が複数の事件をして、その複数の事件に関して時期をずらして別々に検察の方から提起された事件でしたので、事件の時系列だとか、何をそこでして何がどうなって、その一つ一つの事件で何の事件だったかというのを最初頭の中で整理するのは正直大変でした。ただ、実際にある程度の内容に関して説明を頂きましたので、期間のうち理解せずに終わったということはありませんでした。

司会者

具体的に法廷では次々に、たくさんの事件について証拠調べが進んでいったということなんですかね。

6 番

一番最初にもうこれだけの事件があるよというのを検察官の方から話がある中で、それは事前にある程度整理した資料を頂いたんですが、ただ、実際に文字だけを追っ掛けていくと普通に分からなくなるなということを感じました。

司会者

この事件は宮本裁判長がやられてますから、その中で何か工夫をしたたのであればちょっとお聞きしたいですがね。

裁判官

実は、この事件は、私どもとしてはかなり工夫をした事件なんです。普通はあんまりやらないんですけれども、これは証拠調べの冒頭に捜査を統括していた捜査官の証人尋問を行っているんです。この事案は窃盗と放火ですけれども、事案 8 件から成っていますので、殊にその証拠調べの初期の段階で事案の全体像を把握するのが難しい類型に属します。もちろん一つ一つ調べて

って、最終的には全体像が分かるということもあり得るわけですが、最初に事案の全体像を把握するのが難しいタイプの事案に属します。

もちろん検察官の冒頭陳述でも事件の全体像が示されるんですが、冒頭陳述は飽くまで主張であって証拠ではありませんので、証拠から事案の全体像などを把握するにはどうしたらよいかということでもいろいろ検討した結果、捜査官に事件の認知からその犯人検挙に至るまでの経緯などを聞くのがよいのではないかということになりまして、そのような方法を試してみました。

余罪に関する話が出てしまったりして、決してうまくいったところばかりではないんですけれども、一番最初に、こういう事件が発生して捜査になりました。捜査本部を作りました。それで、こういう捜査をしてるうちに被告人が犯人であるということから被告人を犯人として検挙して、それで、その中で自白を得て、こういった事件等についてその関係性を把握したといったようなところを実は一番冒頭でやったんですけれども。どうだったですかね、あんまり印象に残ってないですかね。

6 番

最初の方に警察官の主任捜査官の証人尋問をしたときも覚えてますし、そんな中でも、私もそうだったんですが、実際そこで証人に対して質問する人がいなかったというのかというと、私の推論ですけど、その中ではかなりの理解はあったと思いますが、理解が足らなかったところもあったから、あのとき証人の質問が大した質問が出なかったのかなという気も、今から思うとそう感じます。

司会者

今、6番の方に述べていただきました。ほかの方はいかがでしょうかね。

3番の方、お願いします。

3 番

初日から結構ちょっとみんなが、私も含めてそうなんですけど、やっぱり1

日の流れが早かったです。ついていくのがやっとでした。

司会者

4 番の方。

4 番

4 番です。私はちょっと、ほとんど1年前なので記憶が薄れてしまったんですけど。私はそんなに、余りにもちゃんと資料が丁寧に作られていたのは驚いて、多分、私たちのために本当に時間を割いてこれを作られたんじゃないかなと思うぐらい、分かりやすくというわけではないんですけど、かなり分かりやすい資料でしたので、そんなに私は困ったというイメージはなかったです。結局、私たちも裁判員かもしれないんですけど、やはり裁判官の方が3人いらして、やはりその方たちについていけばいいんじゃないかななんて勝手に自分で思って流れにいたので、そんなに大変ではなかったと思います。

司会者

4 番の方の事件もたくさんありましたよね。

4 番

そうなんです。もちろん初めてのことで、これは大変な事件かそうじゃないかというのも自分でも自覚がないんです。

司会者

1 番の方、どうでしょうか。

1 番

私自身は難しいというよりも、やっぱり3番の方と一緒に、ついていくのがやっとだったというのが初日はありましたね。道路交通法の関係であったので、普段聞かない言葉というか、何か、話が進むに連れて普段聞かない言葉だったら、それ、どういう意味なんですかと。要は、法律の難しい言葉についていくのが初日はやっぱりやっとという感じだったのは印象として残っ

てます。

司会者

裁判員裁判ではなるべく，裁判の内容を分かってもらえるように難しい法律用語も分かりやすく言い換えてというふうに工夫をしていると思うんですが，恐らく1番の方の意見，3番の方の意見も，そこら辺は検察官の方，努力されたと思うんですが，それでもやはり難しかったですかね。

1番

そうです。言葉自体はすごく難しかったですけど，やっぱり映像だとか，そういう目で見える媒体を使ってもらったので，何となくこういうことを言いたいんだなというのは分かりましたけれども，言葉だけをとっちゃうと，やっぱりこういう文書だけでとっちゃうと，「うん？」と，こうなることは多かったような気がします。

司会者

3番の方はついていくのがやっとだったというふうなんですが，それはスピードが速かったという意味ですか。

3番

はい。あとは，よく専門用語とかがちょこちょこ出てたんで，その辺に，理解するのにちょっと苦労しました。

司会者

かなり難しい言葉が多かったということでしょうか。

3番

そうですね。事件の内容的にもちょっと，かなり複雑だったもんで。それに悩んでしまった。

司会者

法廷で聞いていて，法廷だけではやはりなかなか分からなかったということはないですか。

3 番

そうです。

裁判官

今お話をお聞きしていると、具体的な事件の中で証拠の内容なんかを把握しながらこういうふうに進んでいく、この流れがちょっと分かりづらいところがあったといったようなお話なんではないでしょうかね。一般的な、普通の事件の流れの方が御理解いただけなかったというところではないということなんですね。

司会者

流れとして。それはどうでしょうか。刑事裁判の手續というのは起訴状の朗読から始まって、罪状認否とか、順番があるわけですね。その手續については、それ自体は理解できたということによろしいですか。

4 番

4 番ですけど、私はとにかく何でも初めてなので、こういうものだと思ったんです。ただ、それで今おっしゃった、その流れというのはこういうものなんだと初めて知って、ただそれに乗っかってるだけみたいな感じでした。

司会者

それは事前に裁判官からこういう流れで進みますよという説明はあったんですね。

4 番

はい。でも、分かりますけれど、現実にそれを実践してやっていかないと、言葉だけでその流れと言われても、何やるのかなみたいな感じですけど、いざそれをやっていけば、そのステップを踏んでいくうちに、裁判ってこういうものなんだというふうに初めて理解しました。

司会者

ほかの方、どうでしょうか。同じですか。

1 番の方。

1 番

そうですね。

司会者

6 番の方も。

6 番

6 番です。事前に裁判所の受付にも置いてあるガイドブックの方を見れば十分分かる内容ですので、裁判の進行そのものに関しては特に問題はなかったと思います。

ただ、正直、4 番の方もおっしゃられたように、実際に私たち素人ですので、その場に、例えばあの法廷に立ったときに、それを頭の中で整理してぱっと思い浮かべることができるかということ、やはり正直、慌ててしまう、緊張してしまうというのはあると思います。

裁判官

実は、6 番さんの事件だったと思うんですが、6 番さんから頂いた意見だったか、それともほかの方から頂いた意見だったか、ちょっと正確には覚えていないんですが、そういったお話を裁判終了後にお伺いして、その後、裁判員選任手続を終えた方にDVDをお貸しするようにしたんです。

これは裁判員制度の広報用のDVDなんですが、裁判員制度のワンポイント、それから審理の留意点、それからあと、その審理の様子をドラマ仕立てにしたものの3部構成からなってます。それで、その審理の留意点については審理のポイントが画像として見れるということになっております。ドラマの方は実は60分以上かかるんですけど、それを御覧いただくと、審理の具体的な例として理解しやすいといったようなことでお貸ししてたんなんですが、大体皆さん借りていっていただいて、非常に好評いただいているのかなというのは感じております。

司会者

そういうのはあった方がよかったというのはありますか。

4 番

4 番です。DVD というのは付いてましたよ。

司会者

最初の方ですか。

4 番

最初に簡単なものがたしか。私は見た覚えはあるんですけど、忘れてしまって。でも、イメージとしましたら、実際にここで経験した裁判とちょっと何かイメージが。やはりDVD だけではそんな実感がないですね。やっぱり実践してみてください、あ、そうなんだって感じで分かります。

司会者

実際法壇に立つと、やっぱりDVD で見てたのとは、実際見るのは少し違うということ。

1 番の方。

1 番

1 番です。僕はDVD , 付いてたのは見させていただいたというか、こういうものなんだなというのは調べれば出てくることなので、私も実際にやるとなったときには調べましたけれども、何となくこんな感じで進むんですよみたいなようなDVD が、ちょっと記憶が定かでないんですけど。

ただ、実際そこで立ったときに、それを、6 番の方もおっしゃいましたけど、思い出せるかとか、あと、そのとおりに行ってるというのも自分自身に置き換えてやるというのは相当、何回もこれをやっているんだったらば大体分かりますけれども、初めてここにぽんと来たときに、じゃ、やってと言われていたような感じですし、やっぱり自分の一言一言がその裁判にかけて何か左右しちゃうんじゃないかなというのがすごく思って、やっぱり一言一言が重さというんですか、やっぱりそういうのはすごく自分自身は感じたような気

がしますけれどもね。

司会者

3番の方，どうですか。

3番

同感です。

裁判官

若干補足すると，今申し上げたDVDは，その訴訟手続を説明している7分ぐらいのものと，それから，60分のドラマのものがあるんです。ですから，ドラマだと，いわゆる手続の説明じゃなくて，その中でやったやり取りが要するにドラマとして入ってくるということで，もう少し裁判のイメージがつかみやすいのかなということで申し上げたんですけれども。今やっぱり本番でやるのとはちょっとということで。分かりました。どうもありがとうございます。

司会者

この関係で，小宮山弁護士なり高宮検察官，何かございましたら。よろしいですかね。

どうぞ，高宮検察官。

検察官

検察官の高宮でございます。恐らくその審理が始まる前に，どういう流れですよということを裁判官の方から説明を受けられたと思うんですけれども，その審理を終えて裁判員の御経験を踏まえられると，もう少しこういう点を説明していただけるとより分かりやすかったかというのがあったりするものなのかどうか，あるいは，やっぱり最初の説明が後々非常に生きてくるという感じだったのか。その辺りはどういうふうな感じなものかというのをちょっと感想でもあればお尋ねさせていただきます。

司会者

今の質問に対してどなたかいかがでしょうか。必ず最初に裁判長の方から説明はあると思いますが。もっと説明の仕方を工夫してほしい。先ほど宮本裁判長がDVDを見てもらうなどして、いろいろ裁判所なりには工夫しているかなと思いますが。その辺り、いかがでしょうかね。もっとこういった点を説明してくれれば有り難いとか。何かございましたら。

6番

6番です。個人的には流れの説明というものに関しては、もう既にこの時点で私は十分だと思います。実際にガイドブック、DVDにしる、あと、経験された方はそれなりに自分で調べてくるので、ある程度の部分の知識はあると思います。ただ、それが職業裁判官ほど決して完璧ではありませんので、その部分だけはやはり、私の主観で申し上げますと、2日ぐらいは頭の中で整理をするというのを繰り返しながら、説明で何を話してるんだよということメモしながら、反すうして頭の中で考えながら、ああ、こういうことなんだというのを理解しながら進めていったという理解で。

司会者

ほかの方、よろしいですか。4番の方。

4番

4番です。検察官の方の御質問がちょっと……。

司会者

要するに、事前の裁判所の説明にもっとこういう点を工夫したらいいんじゃないかという。

4番

最初申し上げましたけれど、資料が本当に私たちのために多分、分かりやすくできているというか、本当にお時間割いて作られたんだなというのをすごく感じましたので、裁判員裁判をするためにこの皆さんが、裁判所の方、関係者の方がやっていらっしゃるなというのには逆に感心をしたぐらいです。

司会者

今の感じとして、やはり裁判所の説明もいろいろ工夫するけれども、実際法廷に立つとやはりそういう緊張感があり、大変なことだという感想でございますよね。逆に言うと、それを踏まえて当事者は更に工夫する必要があるんだなということで、これはこの先の課題になるかなと思いますが。

ただ、1点だけちょっと確認したいのは、いわゆる主張とそれから証拠というものの区別、これはできたかどうかということなんですね。冒頭陳述なんか、これは検察官あるいは弁護人の主張、飽くまでも主張ですよ。それに対して、その後の証拠調べは実際証拠を調べるわけですね。書証なり証人尋問ですとかですね。その主張と証拠、主張は飽くまでも主張だけですので、それを認められるか認めないかは証拠によるわけですが、その区別というのがついていたかどうかという、この点だけちょっと確認したいんですが。

1番の方、どうですか。

1番

1番です。主張とこうやって言われれば、それはより、ああ、そういうことなんだなというふうなのは、事前に裁判官の方、言ってくれてたので、そのような理解は私はできましたけれども。どこからどこまでが、時間が区切られているので、ここはこういうふうなことを言ってるんだな、そしてこっちは違うんだなと。何せこのタイムスケジュールにのっとってやってたというのは分かったので、そこら辺の言葉の分からなかったというのは、個人的に、私がやった裁判ではなかったような気がします。よく理解できるようにタイムスケジュールで言ってくれてたと。その辺は大丈夫でした。

司会者

スケジュールの中で、ここは飽くまでも主張ですよということですね。

1番

そうですね。そういうふうに言ってくれてたので。

司会者

3 番の方はいかがでしょうか。

3 番

3 番です。私が担当したのは結構ちょっと複雑なもので、ちょっと自分の中でもなかなか悩んでしまったところもあります。というか、これは皆さんもそうだと思うんですが、やっぱり私たちがこれをやっていいのだろうか。一言一言が本当に大きいし、その人の人生を左右してしまうから、何とも言えず。質問がちょっとずれてしまったんですが、すみません。

司会者

ありがとうございます。

4 番の方。

4 番

4 番ですけど。主張と証拠の区別ができたかという御質問ですけど、ちょっと意味が。

司会者

分かりやすく言いますと、主張は飽くまでも検察官なり弁護士なりの言い分ですね。これで心証を取ってはいけないんですね。証拠調べして実際そういう事実があったかなかったかということを証拠で明らかにしてるわけですね。その区別ですね。最初にお手元に冒頭陳述とかメモとかありまして、それは主張であって、それで心証を取ってはいけないということではあるんですが、その仕切りといいますか区別なんかはできていたかという、そういったことです。

4 番

でも、全然それは、内容が違うというか、証拠は証拠なんで。それは流れてやっていけば別にそんなに。心証とかは、私個人的には余り心証を受けなかったの。

司会者

資料からですね。

4 番

ええ。淡々とされていたので、そういうものだということしか考えられませんでした。

司会者

ありがとうございました。

6 番の方，何か。

6 番

6 番です。最初の冒頭のところで被告人の方は認めるというふうに言っていましたんで、それから検察の方からお話のある証拠というか、出してくる話に関しては、言い方悪いですけど、検察の方、非常に分かりやすい資料を作ってくださいだったので、正直、あ、本当なんだ、その中の雰囲気では、こういうことだったんだね、こういうことだったんだねという、正直、疑う気持ちというのはほとんど大きくはなかったです。

ただ、全部がそのとおりというふうに受け取ることはありませんでした。その中で、裁判というのはこういうものなので、これに関して提起されたものに関して事実をこれから確認していく手続をするんだよということを明確に説明受けてましたので、裁判官の方から。そのところに関しては、最終的には混同してなかったです。

ただ、話を聞いてると、それが、そうなんだ、そうなんだという、素人なので、真っさらな状態でその場にいますので、それが全部事実かのように思ってしまうような瞬間は正直ありました。

司会者

では、いろんなテーマ、これから話し合いたいと思いますので。

次に、今の主張の関係で、冒頭陳述というのは皆さんお手元にたしかあると

と思いますが、冒頭陳述とか、あるいは証拠調べ、最後で、一番最後に論告とか弁論ということですね。証拠調べが終わった後に、検察官の主張がこうですという論告というのがありますね。それから、弁護人の方から弁論というのがあります。そういった主張、書面なんかの分かりやすさという点に移りたいと思いますが。

この点はどうですかね。聞いていて分かりやすかったかどうか。併せて、例えばメモとか。実際、メモがお手元にあるかと思いますが。あるいは、皆さんの裁判においては適宜モニターなんかを使ってやられたんですかね。そうですね、皆さん。法廷はモニターを使ってやられたんですか。そういった見やすさとか、その辺りはどうでしょうか。

3番の方。

3番

3番です。このモニターとかはとてもよかったと思います。たまたま私が関わったのは余りそういうのはなかったんですが、ほかのメンバーがちょっとかわいそうかなと思います。

司会者

それはどういう意味ですか。

3番

もし凶器とかそういったもの、生々しくモニターに映されるから、その辺が気持ち悪いかかと。

司会者

それは証拠の関係ですかね。

3番

はい。

司会者

主張の関係では、例えば冒頭陳述なんか、モニターで。

3 番

そうですね。モニター，あんまり使ってなかったです。

司会者

それは分かりやすかったですか。

3 番

それはとてもよかったです。分かりやすかったです。

司会者

書面とかの方ですか。

3 番

はい。

司会者

検察官の書面，弁護人の書面，分かりやすかったですか。

3 番

両方とも。分かりやすかったです。

司会者

ほかの方はいかがでしょうね。

1 番の方。

1 番

1 番です。私も，この担当した事件に関しては，被告はもう拒否，あからさまにも全然違うことを言っていた。

司会者

要するに，争うということですね。

1 番

ええ，そうですね。全然違うことを言っていて。

一つ感じたことがありますして，モニターに関しては，検察の方のものと弁護側のモニターの使い方というのが全然違うというか，あからさまに検察側の

方はお金掛けるなというふうな感じだったんですよ。本当にもうグラフィックとかすごい使って、車がこうやって動いてますみたいなのをどんどん使ってるんですけど、弁護士側としてみたら、紙のOHPで、小学校の授業みたいなようなやり方をして。どう考えても弁護士側には勝ち目がないんじゃないかという。

ど素人なので、ぱっと見たときに、すごい丁寧に使ってるなど、どうしてもそっちの意見の方に左右されてしまうかといって、全然違うことを言っているので、じゃ、どっちが本当に正しいのとなったときに、何かすごい出来上がった資料というかテレビを見てるような感覚で説明してくれるのと、いや、こっちは違った、ちょっとと、手でこうやってやってたのがすごく印象に残って。そうすると、信じてあげたい、中立の立場にならなきゃいけないというのはすごく分かるんですけど、本当にそうなのと変に疑って入ってしまうというのが、私の担当した裁判ではそういうふう感じて。

結構その場、冒頭陳述の間、ずっとそれが続いて、結構時間が長かったんですけども、あからさま、何も全然、被疑者と加害者と全然違うこと、弁護士側と検察側と全然違うことを言ってたので、そうなんだなというのが何か不利というか、格差みたいなのをすごく感じた裁判の内容になってたというのが印象に残ってますね。

ただ、全体としては、モニターの中ではすごくいいのを使ってるなという感じはすごく受けました。

司会者

その辺り、なかなか、弁護人としては工夫はしてるんですが、なかなか難しいところなんですよ。

小宮山弁護士、いかがでしょう。

弁護士

各弁護士で必ずしもコンピューターとかそういうものに明るくないとなりま

すと、なかなかちょっと、各自勉強はしてるところなんですというところですね。本当に分かりやすくしないといけない。今のお話は本当に貴重に持ち帰って検討したいと思います。ありがとうございます。

司会者

ほかの方、何かこの点でございましたら。

6番

6番です。きっとお金を掛けて設置した大型モニターは、私は見ているのは、手元のモニターよりも大きなモニターを見ていました。何がいいかなと思ったのは、大きな、横に設けられてるモニターを被告人も、向かい合う形になりますが、弁護士の方も検察官の方も、そして傍聴の方も見て、今何をやってるというのが見えるのが見やすいという点では非常にいいというふうに思います。なので、今まで文字だけ追っ掛けていくと、本当に目の前に紙があるとしか分からなかったのが、モニターを見ることによって共有できるというのはいいと。

ただ、モニターが全てを決めてしまうわけではなくて、紙に書いてあることを事実として、本当かなというのをみんなで話し合いながら、この人の罪はどうなんだろうということを考えていくというのが本筋かなというふうに思いますので、是非こういう形でほかの、裁判員裁判以外ではどうしてるか私も知りませんが、モニターを見て分かりやすいのはいいと思います。ただ、それに引きずられないように、そこに参加する人が勉強しないといけないというのは、今のお話を伺う中で、1番の方のお話を伺う中でも感じました。

司会者

次の課題にちょっと移らせていただきたいんですが。証拠調べの分かりやすさという点です。これは、証拠調べでは書類で調べる場合、書類の場合は大体朗読ですかね。あと、証人で調べる場合、また被告人質問というのが。この点については皆さん、どうお感じになられたかという。

1 番の方は、これ、否認事件ですので、ほとんどが証人で証拠調べだったんですね。これ、いかがですか。

1 番

証人ということで何人か来て実際話していただいた裁判だったんですけども、証人の方の意見というのをすごく私も重視してましたけれども、結構、見た感じ、言ってるなという感じだったので、すごくそこら辺は分かりやすかったなというのがありますね。ただ、どちらのその証人、両方にいるわけで、私の場合は運転してた側と実際その現場にいらした方と両方の方が証人で来ていただいたんですけど、言ってることとは違うなというの、当然なんですけど、そこら辺はよく理解しながら説明を聞いてたというのが正直感じますけど、全体的にはすごく分かりやすかったように思います。

司会者

やっぱり実際に聞いた方が分かりやすいということですか。

1 番

そうですね、分かりやすいです。やっぱりどうしてもモニターと、あと文書だけだと、書いてあることをどうしても先に読めるんですけども、そうすると、何となくこういうことを言うんだなというのが分かりますけど、実際その現場にいた人の声がぱっと横から入ってくると、本当にそのときに、資料を遡ったときに、だからこの人、あのときにこういうふうに言ったのかなとかという全体の枠というかイメージがとれるので、すごく分かりやすかったなというのがあります。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。

6 番の方は、これは書証の調べもありましたし、先ほどちょっと出ましたが、証人で調べた方がよかったですね。その辺りはどうお感じになりましたか。

6 番

6番です。事実関係をはっきりさせる上では、検察官の被告人質問だとか、そういう立証の仕方というのは特に分かりにくかったというのは感じません。正直、私の個人的な感想です。なので、最初の検察官の質問だけでほとんど事件のことが分かるのかなというふうに思ったんですが、その後の弁護人の被告人に対する質問で、その被告人がそのときどう思ったか、事件を起こす前、起こした後、どういうふうなことを考え実行したか、これはどういうふうに考えてそのようにしたのというような質問がありましたので、なので、やはり両方、初め検察官だけでの事実関係だけ分かればいいのかというふうに思ったんですけど、両方を実際に経験して聞いているうちに、なるほど、事件はこういうことなのだというのが分かったので、少し、正直、時間が掛かりましたけど、理解をするのには非常にこの検察官、弁護人の立証手続というのは重要だというふうに感じております。

裁判官

この事件は、先ほどさまざまな証人を求めてましたけれども、放火の被害者の方を1名だけ調べてるんです。一番放火の面積が多かったと思われる方を1名だけ調べまして、ほかの被害者の方は検察官の供述調書で調べてるんです。このときのアンケートを見ますと、供述調書の朗読というのが長かったという意見を書いておられる方がいたんですけれども。いかがだったですかね。実際に被害者の話を聞いたのと、それから、別の事件では、直接被害者の話を聞かずに供述調書の朗読で証拠調べをしたという場合で、どちらが分かりやすかったというような御感想をお持ちですかね。

6番

今思いますと、正直この事件、放火の事件というものに関しては、この事件、人が傷付いたというのはありませんので、私は証拠に、先ほどおっしゃったように、この被害の分かった一人の話で私は十分だった。被害感情を見せる上では十分だったかというふうに思います。それ以外のものに関しても、書

面だとか、あとは、それ以外の弁護士質問の中で話などで補充して、ある程度事足りたのかなというふうに思ってるので。

司会者

被告人質問なり証人なりで、実際に法廷でそういった人の生の声を聞いた方が分かりやすいということは、それは言えるんですかね、6番の方。

6番

裁判として被告人の話を聞いてた方がよいか悪いかということですか。

司会者

例えば、被告人の言い分でも、調書で調べるやり方もありますし、実際に法廷で被告人から語ってもらうやり方もあると思うんですが。

6番

6番です。先ほどの表現の仕方ではなくてもいいよなんてとられ方をするかもしれませんが、やはりそれなりに事件を犯した人がいて被害を受けた人がいる以上は、被害者の証人尋問というのは、生身の人間の声を聞いた方がいいとは思いますが。

司会者

ありがとうございました。6番さんの事件はたくさんあったものですから、全員聞くのは恐らく難しかったでしょうね。

ほかの方はいかがでしょうか。3番の方。

3番

所々でその当時はちょっと話が多少二転三転したところもあったんですが、それでも分かりやすかったかなと思います。

司会者

被告人の話ですね。

3番

被告人の話なので、所々でちょっと言葉を微妙に変えてたところもあったも

んで、これはとは思ったんですが、それはそれで。

司会者

それでも実際聞いてよかったということですか。

3 番

そうです。

司会者

4 番の方、いかがですか。特に何もなければ結構です。

4 番

すみません、分からなかったの。

司会者

4 番の方は自白事件ということで、書証が多く、調書とか朗読とかが主だったんですかね。

4 番

検察の方とかですか。そうです。ほとんど検察の方の説明が長くて、弁護人の方は割合短かったですね。でも、私たちの事件は再犯者だったので、結局、弁護人の方も、申し訳ないんですけど、あんまりやる気がないようだなというか、もう諦めちゃってるというか、もうしょうがないなみたいな感じがちらりと感じられて、女性の立場からいったら本当に許し難い事件なんですけど、被告人はひたすらうなだれていて本人からのアピールは何もなく、うなだれているだけで、こちらから、私も1個質問してみたんですけど、それでようやく上を向くぐらいの感じで。弁護の方からのアピールというのを感じられなく、いいのかなというのか、でも、みんなでもう仕方がないからなみたいな雰囲気を感じたような印象があります。

司会者

弁護人にとってはかなり厳しい意見をいただきましたが、それは感じ方ということですね。

4 番

ええ，そうです。

司会者

話は尽きませんが，次のテーマですが。評議について一般的な感想，これ，評議の秘密は守っていただくんですが，それ以外の一般的な感想についてお聞きしたいと思います。まず，端的に評議で言いたいことが言えたかどうか。評議の雰囲気ですね。この点，いかがでしょうか。どなたでも結構ですが。率直におっしゃってください。

6 番の方，裁判長がおられても結構です。

6 番

6 番です。言いにくい雰囲気というのではないです。言いにくい雰囲気はないんですけど，ただ，近所の人たちが6人，裁判官の方も含めて9人なりが近所の人同士で話す井戸端会議ではないので，それなりの緊張感だとか，私の言うことでこれが大きなことになるんじゃないかというふうに，やっぱり皆さん考えて話すので，ものすごく活発な議論というのではありません。ただ，言いにくい雰囲気かとか，これ言っちゃあかん，あれ言っちゃあかんというふうな雰囲気は決してありませんでした。

司会者

4 番の方は。

4 番

4 番です。私も評議は割合和やかというか，もちろん最初，やっぱり全然分からないことなので，最初に法律の説明をしていただいて，そこから入ったので，何となく冷静に。皆さんそれぞれ本当に一人一人の意見を十分に言えましたし，やはり裁判官の方がその場を和やかにしてくださるもんですから，自分の想像以上にリラックスして皆さんで意見を言い合えたという印象があります。

司会者

3 番の方はどうですか。

3 番

十分に，一人一人真剣に意見が言えたんじゃないかなと思います。

司会者

全員の方が意見を述べてましたか。

3 番

はい，そうです。そのときは述べていました。

司会者

1 番の方はどうですか。

1 番

1 番です。私の事件も，この評議に関していうのであれば，特に言いづらかったとか，特にああすればよかったとかいうのはなく，みんな本当に，裁判員の方も含めて意見は活発に出てたように感じます。

司会者

評議の時間の長さという点なんですが。

特に4 番の方，事件がたくさんあったということもあって，かなり評議の時間が長かったと思うんですが，その辺りはいかがですか。苦痛に感じたとか，その辺り，ちょっと御意見聞かせてください。

4 番

4 番です。でも，とにかく初めてのことなので，自分たちの事件が大変だとか複雑だとかというのが全然分からないんですね。それで，長いとか短いというのも，そんなもんかなという感じで，確かに今日は本当に長くやりますよとスケジュール表を事前に渡していただくので，大体それぐらい掛かるといってもありますし，確かに疲れましたが，それを踏まないで先へ進めないのかなということもあって，疲れはしますが，そんな大変ではなかつ

たと思います。

司会者

6番の事件もたくさん事件としてはあったと。

6番

6番です。事件としてはたくさんありました。ただ、それに関して意見がメンバーの中でかなり違うというのは私の感覚ではありませんでしたので、事実関係に関しては特に大きく争う部分もありませんでしたので、それに関して確認をして、そうだね、そのとおりだねという雰囲気でしたので、それに対して評議が長かったなというふうを感じることはありませんでした。

司会者

ほかの方もそうですか。3番の方。

3番

意外と短かったかなと思いました。

司会者

短いというのは熱中してたという趣旨ですか。

3番

そうです。

司会者

1番の方はどうですか。

1番

私も短いかなという感じはしますね。私も、あからさまに違うことを言ったので、これでいいのかなというのはすごく感じましたね。

司会者

短いというのは足りないという意味ではないですか。

3番

少し足りなかった部分も。

司会者

もうちょっとやってほしかったということですか。

3 番

そう。もうちょっと詰めてもよかったんじゃないかなと。

司会者

1 番の方はどうですか。

1 番

そうですね。私も時間的にというのであれば3番の方と一緒に、もうちょっと詰めてもよかったんじゃないかなというのはすごく感じましたね。要は時間いっぱい使わせていただいてやったというのだったんですね、裁判の内容は。

司会者

伺いたいのは1点だけですが、評議が長くなること自体では負担感というのはない、熱中してるからそれはないという、皆さんそう感じてるということでよろしいですかね。

4 番

はい、そうです。

司会者

大分時間も押してきてますが、次、守秘義務というのを皆さん説明受けたと思うんですが、守秘義務についてお伺いしたいと思いますが。この守秘義務というのを負担に感じるかどうかという点と、守秘義務の必要性について皆さんから一言ずつでも伺いたいんですが。

6 番の方。

6 番

守秘義務の必要性に関しては、正直、何も負担には感じませんでした。むしろ会社の周りの人がそんなこと言っているのかというふうに聞かれたぐらい

で、いや、これはちゃんと裁判長に確認した内容で、ここは言っている、これとこれは駄目というのは明確に聞いているので、これは聞いていいし、ちゃんと何かそれは判決文に載ったときにまた更に話せることが増えるんでということを明確に周りの人にも話したんで。なので、最初に守秘義務があるよと言うと必ず構えてしまいますので、これとこれに関してはこういう悪影響があるから駄目だというのが二、三点あれば、それは十分ではないかなというふうに思います。

守秘義務の必要性といっても、ある程度言わないと、本当にこの情報化社会ですので、詳細な内容は一気にネットと通して出る内容もありますので、ある程度の歯止めとしては守秘義務ということを裁判員に求めるのは適切だというふうに感じてます。

司会者

4番の方、いかがですか。

4番

4番です。私も守秘義務の必要性はあると思います。やはり最初にこれとこれは駄目という線引きをしていただいた方が分かりやすいですし、あと、でも、私も負担としたらなかったです。言ってはいけないことというのはそうやって教えていただいて、あとは、新聞記事で出たものは大丈夫かなと自分でも思ってますので、これですよということも言いましたし。あとは、資料を置いて出なければいけないというので、メモも全てというので、もうそれで自分の中で忘れてしまったので、実際。それでいいんだと思います。

司会者

3番の方。

3番

3番です。必要です。私の方も全部忘れてますので。

司会者

ありがとうございます。

1 番の方。

1 番

1 番です。私も守秘義務に関してはある程度必要なんじゃないかなというのはありますね。どうしてもメモとかととくと、やっぱり家に持って帰ったりとかあって、これが許可されてしまうと、私だけ、一人暮らしだったら全然いいかもしれないですけど、親戚だとか親兄弟だとか嫁さんだとかで、やっぱり見ても決していい気分はしないと思うんで。やっぱり守秘義務の重要性というのはある程度必要なんじゃないかなというのは感じます。

司会者

負担感というのは。

1 番

負担というのは、どこまでが負担になるのかということは人それぞれだと思うんですけど、正直思ったのは、会社の上司だとか同僚だとか、1 週間ぐらい休んだので、ですから何やってるのは電話でよく聞かれたときに、正直、裁判所の方がここまで言っちゃ駄目というのは言っただけなんですけれども、僕らからしてみればそこまで言わないようにって、初めてなので思うんですけど、どこまで言ったらいいのかな、言っちゃっていいのかなというのが、何も言わないという選択はサラリーマンである以上絶対にはないので、そのかげんの難しさというのは正直感じたかなというのはありますけれども、そんなに、じゃ、これがなくなればいいとかは思ったことはなかったですね。

司会者

ありがとうございました。もっとお聞きしたいんですが、何せ時間の制約もありますので。

では、次に、検察官、弁護士の方から御質問を受けたいと思います。まず、

高宮検察官からお願いいたします。

検察官

検察官の高宮でございます。御質問の方をさせていただきたい点については、皆さんそれぞれ裁判員対象事件ということで、かなり重大、凶悪であったり、あるいは社会や地域の耳目を集めるような事案を御担当されたのでいらっしゃるだろうというふうに認識してるんですが。そういった事件は当然事前に報道がなされまして、こういう事件が発生してる、あるいはこういう犯人が捕まったというふうな情報に接しておられた上で裁判員裁判に臨まれた場合、その報道で受けた事件に対する印象と実際に審理に携わって抱かれた印象というものがどのくらい共通することがあれば、あるいはかなり違うものということなのか。あるいは、その報道で受けた印象というのが審理に臨むに当たって皆様方の御判断ですとか、あるいはお考えに影響があったかどうか、そういった点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

司会者

いかがでしょうか。どなたからでも結構ですが。

4番の方。

4番

4番です。私はちゃんとお答えできるかどうか分からないんですけど。報道を見てこの事件にというのは、私は報道では知らない事件でしたので。ですけども、一般的にもしこの事件が報道されていてと思ったら、報道というのもやはりすごく一面しか見えないものですから、例えば事件を起こした人はみんな一般的に悪い人と思いますけど、でも、実際本当に被告の方を見ると、私は事件の内容はすごいけど、実際この人本当にやったのというイメージがあったので、やはり見ると聞くのと大違いというのと一緒に、本当に印象は変わると思います。ですから、それから大きな事件でも、本当にその人に会ってみたり面会してみたら印象違うんじゃないかというイメージは初め

てわきました。

司会者

ほかの方，いかがでしょうか。もうお一方かお二方でも。どなたか。

3番の方，いいですか。1番の方。

1番

1番です。報道のことで，私，こういう事件が起りましたという報道に関しては特に見てないんですよ。裁判が終わった後の報道というのは見させていただいたりとかはしましたけれども，やっぱり報道って，こうこうこうになりましたからこういうふうな懲役になりましたよといったら，逆に結果しか知らなかったのので，その面では特に左右されたりだとか，本当にそうなのかというのは特になかったですね。ただ，思うのは，もうちょっと長くやればいいのになと，報道の，もっと，それだけの人を，私の場合は一人亡くなってるんで，何か淡々とやってるなというイメージはすごく感じたと思います。

司会者

ありがとうございました。

よろしいですかね，検察官。

6番の方，特に。

6番

6番です。私も特に事前に報道に接していませんでしたので，特に左右されたことはございません。

司会者

では，小宮山弁護士，お願いします。

弁護士

弁護士の小宮山です。被害者参加の手續のあった方はいらっしゃいますか。

司会者

1番の方で，被害者が手續に参加して意見を述べたことがありましたね。

1 番

ありました。

弁護士

その参加手続そのものについてどういう印象といたしますか，例えば審理とか影響を与えるかとか，あるいは法廷で述べて，そういうのを被告人に聞くんですけれども，そういうのを見てどういう印象を持たれましたかということです。

1 番

その手続というのに関しては，ちょっともう余りよく覚えてはいないんですけど，ただ，一つ思ったことを簡単に述べさせていただくとするのであれば，裁判そのものになるのかちょっと分からない。僕の意見なんですけれども，被害者は蚊帳の外というような感じはすごく受けたような感じがします。私の場合は御両親だったんですけれども，その被害者という面に関しては。ただ，その人が審議中に何か言うというのは，その時間しか逆になくて，あとは黙って聞いていることしかできないという印象だったんで，こういうものなんだなというのはすごく思って，歯がゆい感じというのはすごく思いましたね。自身が逆の立場になったらもっと言いたいだろうなというのはすごく感じました。

弁護士

それと，この後でも述べられるとは思うんですけれども，先ほど1番の方からも弁護人に対するのアドバイスといたしますか貴重な御意見頂いたんですが，ほかの方々も，弁護士がこういうところを直した方がいいとか，実際に見てみた印象とかをもし述べていただければ大変助かります。

司会者

いかがでしょうか。弁護人に対する印象，要望，ございましたら。

何かありますか，4番の方。

4 番

もっと、よくドラマとかにあるように弁護士の方の手腕によって刑が軽くなるとか、そういうイメージがあったんですけど、私の印象としては、これは仕方ないかなみたいな、ただ流れみたいな感じで、もっと。でも、弁護士の方のタイプによって熱く語られるとか、ちょっと期待してたら、割と淡々というそれですね。ちょっとドラマの見過ぎだったかもしれないんですけど。実際はこういう淡々としたものなんだなと思いました。すみません。

弁護士

ありがとうございました。熱くなれるように頑張ります。

司会者

ぼつぼつ予定された時間も迫ってきましたが、経験者の皆さんから法曹三者、裁判官、検察官、弁護人に望むこと、あるいは、これから裁判員になられる方にメッセージを一言ずつ頂けたらと思います。どちらからでも結構ですが。では、6番の方からでよろしいですか、メッセージを。

6 番

法曹三者というふうに書かれてますけど、ただ、先ほども検察官の方からの質問ありましたように、もしこれが事前報道されていれば、その裁判を裁判員として私が裁判に参加しますというときには、これプラス、あと報道の方も関わってくるかもしれませんが、それぞれの言い方によってそれぞれ受ける印象は違いますけど、私が実際に裁判員をやってみて、例えば検察官の意見だけで、弁護士の意見だけで、そして報道に報じられたことだけで、そのような形で何かの偏ったような形の評議がされたり判決がなされるというのは、自分が一緒に仕事をした裁判官、裁判員をやった方々の人柄だとか評議の仕方など見て、そんな偏ることはないだろうというふうに思ってますので、ぜひ分かりやすい、そして多くの情報を整理して、きちんと私たち裁判員になるであろう国民に提供していただければうれしいかなというふうに思いま

す。

メッセージもあった，すみません。私，宝くじ，当たったことないんですけど，裁判員は当たってしまったので，これからなる方に関しては裁判員になって残念だなじゃなくて，お金が当たったと思ってラッキーと思って，せっかくの裁判員になれるチャンスだと思うので，言い方は悪いですけど，わくわくしながらどんなことが起きるかなというふうな気持ちでなっただければなというふうに思います。

すみません，以上です。

司会者

ありがとうございました。

では，4番の方。

4番

4番です。私はこの裁判員制度というのは，初めどうなるかなと思っていたんですが，実際参加してみるといいものだと思います。皆さんのその努力が大変だなというのを思いましたけれども，とにかく経験すると，いろいろ社会が見えたり，いろんな問題が分かって，本当に人生の糧になったと思いました。ですから，同じように裁判員，これから受けられる方は，やはりできたら積極的にというか，いろんな事情がなければ積極的に受けて経験するのが本当にいいことだなと思います。

司会者

3番の方。

3番

少しでも法律が分かるような気がするので，参加した方がいいと思います。

司会者

では，1番の方。

1番

弁護士，裁判官，検察官に望むことということであれば，それは余り特に，現状で分かりやすいかなとは思いますが，もう一つ言わせていただくのであれば，私，会社員代表として言わせていただくと，もうちょっと社会の制度が，うんと浸透していけばいいなと思いました。

一つ言うのであれば，裁判員として私，5日間やらせていただきましたけれども，一会社，一個人ということにしてみたら，まだまだ理解のなさというのがすごくあるんじゃないかなと思います。やっぱり上の人ほど，社長とか部長だとか分かってるんですけど，やっぱり課とか直属の上司ということに関して言うのであれば，「何でおまえいなくなるの」「それは国の仕事らしいですよ」。やっぱり私らも分からないですし，ある日突然，裁判所からぼかんと冊子が送られてきて，ここへ来なさいというふうな形で，それを会社に持ってったときに，「何だ，これ」と言われるのがやっぱり課長の言葉なんですよね。やっぱりそういうことじゃなくて，報道機関等々を含めて，もうちょっと浸透させてほしいなというのが私からの望みというか，要望として上げたいなと思います。

裁判員になられる方へのメッセージというのであれば，私もやってみるのは経験としてすごくいいことだなと思いました。やっぱりこんなことでもない限り，あとは自分が事件を起こさない限りこういう所に来るといったりとか，ないことだと思いますし，実際そういうあそこの席に座るといふことの重さというのを国民一人一人に感じさせられる唯一の機会というか，やっぱりこういうふうにして法の下で，法があつてこそ，あなたも悪いことしたらいけないんだよとかというのを子供に教えられるいい機会になるんじゃないかなというのはすごく私は思うので，どんどんやってもらいたいなと思います。

司会者

どうもありがとうございます。

予定の時間が参りました。今日は本当に貴重な御意見，裁判員の皆様により

ありがとうございました。大変有意義な会になったと思います。今後、今日の意見を参考にしながら、これからよりよいものにしていただきたいな、そのために裁判所はもとより、法曹三者、頑張っていきたいと。どうぞ今後ともよろしく御支援のほどをお願いいたします。

それでは、以上で裁判員裁判意見交換会を終了いたします。どうも御苦勞様ありがとうございました。

以 上